

山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市条例第12号

山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和6年山鹿市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定及び第4条に2号を加える改正規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。